

保護者各位

延岡市教育委員会

学校給食について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から、学校給食の実施に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、延岡市では、学校給食法や延岡市学校給食実施要綱等に基づき、下記の事項を基本として市立のすべての小中学校において学校給食を実施しています。保護者の皆様におかれましては、今後とも学校給食の円滑、適正な実施につきまして、ご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 学校給食の目的

学校給食は、児童・生徒の心身の発達や、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身につけることなどを目的として実施しています。

2. 学校給食費の負担

学校給食法では、学校給食の運営経費のうち、施設整備費や光熱水費、人件費以外の食材費等の学校給食費につきましては、保護者が負担すべきことと定められています。

給食費の納入が滞りますと食材の購入や献立内容に影響を及ぼし、学校給食が適切に実施されず、その結果、子供たちの学校給食全体に影響が出ることになります。

3. 就学援助制度

経済的な理由により給食費の納入が困難な場合は、就学援助等の助成制度がありますので、各学校にご相談ください。